

I 調査の概要

学校基本調査（指定統計第13号）は、「統計法施行令（平成20年政令第334号）」及び「学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）」に基づいて、文部科学省が所管し毎年実施している調査で、令和5年度調査の概要是次のとおりです。

1 調査目的

学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的としています。

2 調査対象

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 学校調査 | 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校通信制課程を置く高等学校及び中等教育学校 |
| (2) 学校通信教育調査 | 中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の中学校・高等部の卒業者、大学及び高等専門学校の卒業者 |
| (3) 卒業後の状況調査 | 不就学の学齢児童及び学齢生徒 |
| (4) 不就学学齢児童生徒調査 | 全ての私立学校、公立の幼保連携型認定こども園、専修学校、各種学校 |
| (5) 学校施設調査 | |

注 大学、高等専門学校及び国立の諸学校については、文部科学大臣が直接調査を実施しています。

3 調査期日

令和5年5月1日現在

卒業後の状況調査については、令和4年度間の卒業者を令和5年5月1日現在で実施

4 調査系統（次ページ参照）

II 利用上の注意

1 高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校）に係る調査結果について

大学、短期大学、高等専門学校については、文部科学省が調査しており、大学、短期大学、高等専門学校の調査結果については文部科学省が公表する「学校基本調査報告書（高等教育機関編）」及び文部科学省ホームページを参照してください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm

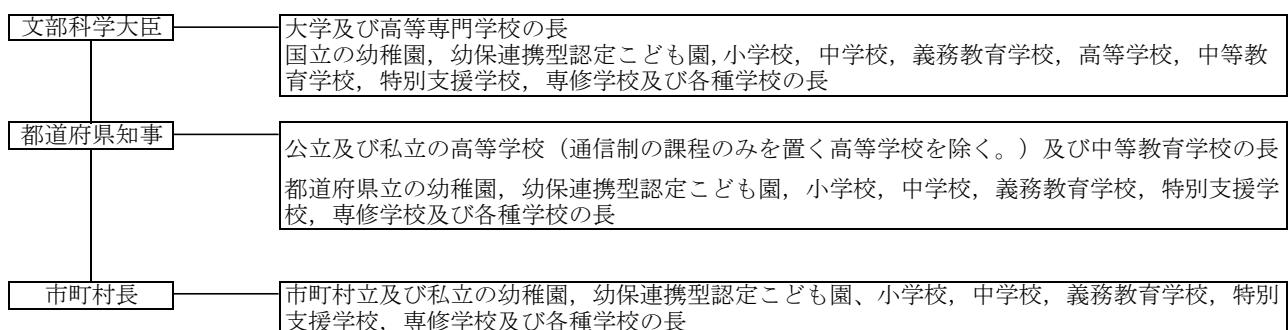
2 統計表の符号について

「-」 = 計数がない場合

「…」 = 計数の出現があり得ない場合、調査対象とならなかった場合

調査系統

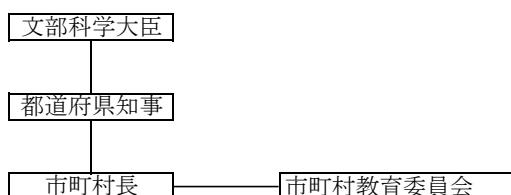
(1) 学校調査



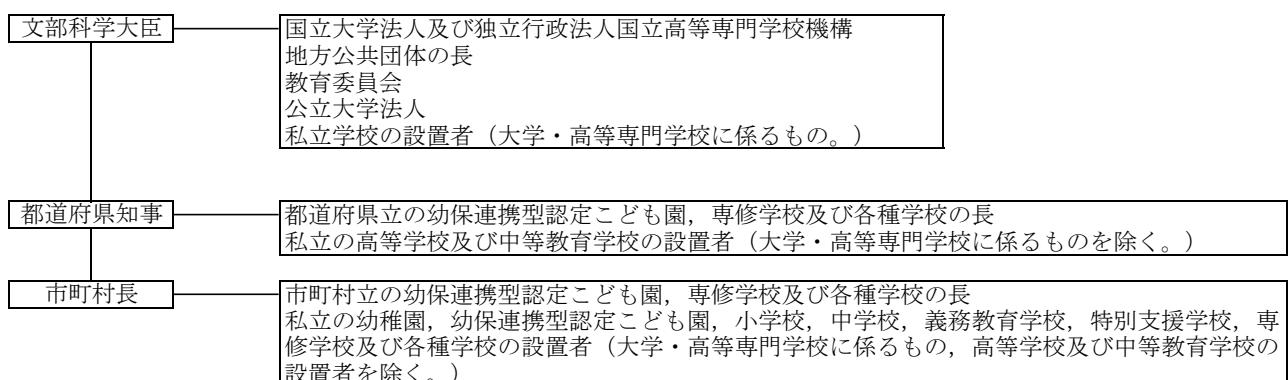
(2) 学校通信教育調査



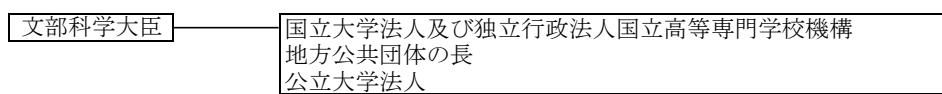
(3) 不就学学齢児童生徒調査



(4) 学校施設調査



(5) 学校経費調査



(6) 卒業後の状況調査

